

**札幌市東月寒地区センターの管理に関する協定における  
費用見直し等に関する確認書**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び札幌市区民センター条例（昭和 48 年条例第 49 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 3 月 10 日付けで札幌市（以下「甲」という。）及び札幌市東月寒地区センター運営委員会（以下「乙」という。）が締結した札幌市東月寒地区センターの管理に関する協定（以下「協定」という。）第 27 条、第 39 条及び別表の規定に基づき、令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月に発生した経費の変動等について協議を行い、次のとおり合意したことを確認する。

第 1 条 協定により乙が管理する施設において、令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月までの期間における、光熱費高騰分について指定管理費を見直すこととし、甲は乙に対し「金 317,000 円」を支払う。

上記合意事項の内容を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通を所持する。

令和 7 年 3 月 24 日

(甲) 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目  
札幌市  
代表者 市長 秋元 克広



(乙) 札幌市豊平区月寒東 3 条 18 丁目 5-1  
札幌市東月寒地区センター運営委員会  
代表者 会長 船越 一珠子

